

「奈良県電子発注・電子請求サービス導入・運用業務委託」企画提案に関する質問・回答

番号	質問項目	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル説明書 第3 参加資格 (4)	「(4) 過去5年間(令和元年度から令和5年度末)において、国又は地方公共団体から同種業務を受託し、誠実に履行した実績を有するものであること。※同種業務とは、電子発注・電子請求サービス導入・運用業務とし、運用開始から1年間以上継続して運用している業務とする。」とありますが、下記の場合は参加資格を満たしておりますでしょうか。  弊社では「電子発注と請求書をセットにしたサービス導入・運用業務」については、受託期間を含めると、1年以上経過している実績がございます。ただし、システム運用(自治体と事業者との取引開始)については、半年以内となっております。電子請求サービス導入・運用業務であれば、システム運用から1年間以上継続している実績がございます。	業務履行実績には、参加資格要件に記載の業務に一部分でも該当する業務についても記入ください。参加申込後、審査の上決定させていただきます。
2	公募型プロポーザル説明書 第6 委託事業者の選定 3. 事業者との契約	「(5) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。」とありますが、 弊社では、下記要件を満たしていると考えております。 契約保証金に関する免除申請は可能でしょうか。 <県契約規則 抜粋(第2条~20条)> (契約保証金) 第十九条 五 第三条第一項又は第十二条の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの	契約締結時に履行実績を確認し、決定させていただきます。
3	仕様書 3. 機能要件 3.1 共通機能 (3) ユーザーインターフェイス	「各機能(画面、帳票)において、奈良県固有の入出力項目の設定が可能であること。」とありますが、どのような入出力項目を想定されておりますでしょうか。	奈良県固有の管理番号等を想定していますが、具体的な内容については未定です。契約締結後、項目数も含めて協議する予定です。
4	仕様書 3. 機能要件 3.2 個別機能 (1) 見積依頼	「取引事業者において、見積書の作成が行えること。」とありますが、弊社サービスで、取引事業者が見積書を作成するためには、貴庁からの見積依頼書が必要となります。見積書から作成することは出来ないご認識でお間違いないでしょうか。	調達仕様書「1.5システム化の対象範囲」の図のとおり、奈良県からの依頼により事業者が見積書を作成することを想定しております。
5	仕様書 4. 非機能要件 4.1 システム構成	将来的に「電子請求クラウドサービスと財務会計システムを自動連携」する構想はございますでしょうか。ある場合は、いつ頃をご検討されているかご教示いただけますと幸いです。提出する見積書に連携構築費用を反映したいと考えております。	財務会計システムとの自動連携については未定です。見積書にはその連携に係る費用を含める必要はありません。
6	仕様書 4. 非機能要件 4.7 研修・教育 1~2行目	「奈良県職員及び取引事業者への説明会をそれぞれ実施すること。研修回数:奈良県職員向け1回 取引事業者向け2回」とありますが、令和7年度~令和11年度も同様に、職員・取引事業者向け説明会を開催する想定でしょうか。  令和7年度以降にも開催する場合は、別途御見積書に含めさせていただきます。	令和7年度以降については、未定ですが、見積書には令和6年度と同程度を見込んで記載してください。
7	仕様書 4. 非機能要件 4.7 研修・教育 6行目	「奈良県職員及び取引事業者の研修(説明会)の動画を作成し、納品すること」とありますが、動画については、WEB形式(zoom)で開催した説明会の録画データを納品させていただく方式で考えております。本対応で宜しいでしょうか。	調達仕様書に記載の内容を満たしていれば、動画の撮影方法については問いません。
8	仕様書 4. 非機能要件 4.9 本番稼働支援 (3) 運用開始後の支援	仕様書の文言修正 又は 弊社の対応で問題がないか、ご検討いただけますと幸いです。  理由は下記の通りです。 弊社はクラウドサービスとしてお客様に共通の機能を提供しておりますので、お客様の要件に対する個別対応は原則行っておりません。お客様からのご要望は、今後のシステム改善に向けた貴重なご意見として承っております。  <現在の文言> 運用開始後、機能要件及び非機能要件を満たさない場合、受託者はその原因を調査、追究すること。その原因が本システムに起因する場合は、改善対策案を奈良県に提示の上、協議を行うこと。なお、既存環境上の問題など、原因が他にあり、各要件の実現が困難な場合は、その理由及び改善対策を奈良県に提案するとともに、奈良県の指示を受けること。  <修正後の文言案> 運用開始後、機能要件及び非機能要件を満たさない場合、受託者はその原因を調査、追究すること。その原因が本システムに起因する場合は、改善対策案を奈良県に提示の上、協議を行うこと。なお、既存環境上の問題など、原因が他にあり、各要件の実現が困難な場合も含めて、双方で改善対策案の協議を行うこと。	調達仕様書の内容については変更できません。理由及び改善対策の提案内容については、奈良県と協議の上決定することを想定しています。
9	個人情報取扱特記事項 第3 収集の制限	(収集の制限) 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (目的外利用・提供の禁止) 第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。  <弊社からの質問事項> 「当該事務の目的」がどのようなものを想定しているかにより、弊社の対応が異なります。弊社の利用規約においては、本サービスの構築、変更、改修、改良、拡張、更新、メンテナンス等又は円滑若しくは効率的な提供、又は新サービスの開発若しくは提供に必要な又は有用な範囲で利用する可能性がございます。問題ございませんでしょうか。	「当該事務の目的」とは、電子発注・電子請求サービスの導入及び運用を指します。 個人情報の取扱については、調達仕様書に記載のとおりとなります。
10	個人情報取扱特記事項 第7 複写又は複製の禁止	(複写又は複製の禁止) 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。  <弊社からの質問事項> 個人記録が記録された資料等について、業務委託前に営業担当がやり取りした個人情報に限定されますでしょうか。システム上のことも含まれるのであれば、弊社では、お客様情報のコピー複写等は禁止としております。	「個人情報取扱特記事項」の内容については、当該業務契約締結後に作成又は取得された資料等を対象にすることを想定しています。

「奈良県電子発注・電子請求サービス導入・運用業務委託」企画提案に関する質問・回答

番号	質問項目	質問内容	回答
11	個人情報取扱特記事項 第8 再委託の禁止	(再委託の禁止) 第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。  弊社では以下のようなケースで委託する事がございます。修正をご検討頂けませんでしょうか。 <弊社の修正案> 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者は 県が独自に利用する環境の設定や運用ではなく、システム全体のメンテナンスや機能拡充、新サービスの開発などクラウドサービスの提供に必要な範囲内で 委託業務の一部を他者に再委託することができる。再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。	調達仕様書の内容については変更できません。 再委託の対象範囲等については、契約締結後、両者協議の上決定させていただきます。
12	個人情報取扱特記事項 第9 資料等の返還等	(資料等の返還等) 第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。  <弊社からの質問事項> 個人記録が記録された資料等について、システム上のことも含まれておりますでしょうか。または、弊社営業担当とやり取りする資料等のみとなりますでしょうか。 システム上のことも含まれるのであれば、データの返却はございませんが、お客様のデータにつきましては任意のタイミングで、サイト内からCSVまたはPDF形式にてダウンロードいただくことが可能となっております。ただし、システム上に登録されたお客様の取引データについては、ご利用終了後においても取引先側が参照できる必要がございますので、サービス解約後においてもデータの消去は行っておりません。	個人記録が記録された資料については、システム上のものも含まれます。 契約期間満了後のデータの返却・消去の取り扱いについては、契約締結後、両者協議の上の決定し、奈良県から指示するものとします。
13	個人情報取扱特記事項 第11 事故発生時における報告	(事故発生時における報告) 第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。  <弊社からの確認事項> 貴庁がお考えである事故とは、どの範囲を指しておりますでしょうか。 情報セキュリティ事故においては、以下のような対応をさせていただいております。 ・インシデント対応は弊社にて実施いたします。 ・社内にCSIRTおよび情報セキュリティ委員会を設置し、インシデント発生時の対応手順を整備しております。また、インシデント対応フローにて関係各所への報告手順および連絡体制を整備しており、適切に対応を実施いたします。 ・お客様に係わるセキュリティインシデントが発生した場合や、お客様のご利用に影響が発生した場合は、サイト内やメール等で通知を行います。	事故の範囲とは、個人情報の漏洩、紛失等のインシデントを想定しています。 インシデント対応については、契約締結後、奈良県が定める「個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱」に基づき実施します。
14	個人情報取扱特記事項 第12 損害賠償等 1項	(損害賠償等) 第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。  損害賠償については、弊社の利用規約に準拠した形で、お客様にサービスを提供しております。そのため、弊社案として、以下の通り修正を御願い致します。  <修正案> 第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償責任については乙の定める利用規約に従うものとする。再委託先の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。	調達仕様書の内容については変更できません。
15	個人情報取扱特記事項 第12 損害賠償等 2項	(損害賠償等) 第12 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。  損害賠償については、弊社の利用規約に準拠した形で、お客様にサービスを提供しております。そのため、弊社案として、以下の通り修正を御願い致します。  <弊社修正案> 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求については乙の定める利用規約に従うものとする。	調達仕様書の内容については変更できません。
16	様式6 見積書	見積書に合わせて、弊社サービスの留意事項をまとめた資料を送付してもよろしいでしょうか。貴庁から頂いた様式の備考欄では文字数が収まらないためです。ご検討を宜しく御願い致します。	様式に収まらない内容については、「公募型プロポーザル説明書 第4 2. (4) (イ) 企画提案書 (本体)」に含めるものとし、当該内容を含めて規定の20ページ以内としてください。